

介護サービス利用料の徴収猶予・減免について

この度の震災により、次の ~ のいずれかの理由で介護サービス利用料の支払いが困難となった方は、サービス事業所への申し立てにより、5月分までのサービス利用料の支払いを、5月末日まで猶予してもらうことができます。

本人または主たる生計維持者が住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた。

主たる生計維持者が死亡、行方不明、心身の重大な障害、長期入院をしたことにより収入が著しく減少した。

本人または主たる生計維持者が業務の休廃止をした。

本人または主たる生計維持者が失業により無収入となった。

被災された方の平成23年3月以降の一定期間の利用料(猶予を受けた利用料を含む)については、軽減または免除する制度がありますので、保険料の減免申請と併せて申請してください。

〈申請に必要なもの〉

- ・ 介護保険利用者負担額減額・免除申請書
- ・ 被災証明書または失業証明書等の損害の程度が分かる書類
- ・ 印鑑

〈申請受付窓口〉

久慈広域連合またはお住まいの市町村の介護保険担当課

介護サービス利用料については、サービス事業所でも相談を受けております。

申請受付窓口

名称	所在地	電話(0194)
久慈広域連合介護保険課	〒028-0056 久慈市中町一丁目 67 番地	61-3355
久慈市介護支援課(元気の泉内)	〒028-0014 久慈市旭町 8-100-1	61-1112
久慈市山形福祉室(山形総合支所)	〒028-8696 久慈市山形町川井 8-30-1	72-2143
洋野町福祉課(種市庁舎)	〒028-7995 洋野町種市 23-27	65-5915
洋野町総合サービス課(大野庁舎)	〒028-8802 洋野町大野 8-47-2	77-2112
野田村住民福祉課	〒028-8201 野田村大字野田 20-14	78-2927
普代村保健福祉課	〒028-8392 普代村第9地割字銅屋 13-2	35-2114